# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 27 | 住民税非課税世帯等に対する支援金支給に関する事務（子育て世帯加算分） 基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 瑞穂町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他事態の発生によるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を十分認識するとともに、当該リスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 瑞穂町長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和6年1月24日 |

［平成31年1月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 住民税非課税世帯等に対する支援金支給に関する事務（子育て世帯加算分） |
| ②事務の概要 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付金として指定された、令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する支援金支給に関する事務を行うものである。<br><br>特定個人情報は、支給要件の確認に必要な税情報等の照会において取り扱う。 |
| ③システムの名称 | 住民税非課税世帯等給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 住民税非課税世帯等に対する支援金情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第1　第101項<br>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第74条<br>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号　別表第2　第121項<br>・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）第59条の4 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 福祉部子育て応援課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 〒190－1292　西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地<br>企画部総務課文書法制係　電話（042）557－7495（直通） |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 〒190－1292　西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地<br>福祉部子育て応援課子育て支援係　電話（042）557－7624（直通） |

# Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [　1,000人以上1万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年1月22日 時点 | |

| 2. 取扱者数 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [　　500人以上　　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　　2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年1月22日 時点 | |

| 3. 重大事故 | | |
|---|---|---|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　　発生なし　　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　　2) 発生なし |

## Ⅲ しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | [ ○ ]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | [ ○ ]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | [ ]接続しない（入手） | [ ]接続しない（提供） |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 監査** | | |
| 実施の有無 | [ ] 自己点検 | [ ○ ] 内部監査　[ ] 外部監査 |
| **9. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |